

# ひたちなか市の水道事業経営について

～強靱な水道施設構築のために～

平成 26 年 12 月

ひたちなか市水道事業所

# 目 次

はじめに	2
1. 水道事業の現状と課題について	3
(1) 水道施設の状況	3
(2) 財政の状況	3
(3) 今後の水需要の見通し	5
2. 災害に強い強靱な施設づくり	5
(1) 湊系配水施設等改修事業	6
(2) 上坪浄水場更新事業	6
3. 水道料金の見直しについて	7
4. 水道料金の改定（案）について	9
(1) 現行の水道料金	9
(2) 現行料金体系の課題と改定（案）	9
(3) 現行の料金表と改定（案）	10
(4) 一般家庭及び事業所等における水道料金の増加額	11
(5) 県内市町村との水道料金の比較について	13
結びに	14

## はじめに

本市の水道事業は、那珂川からの取水、地下水の取水、茨城県の広域水道用水（県水）の3つの水源を効率的に活用し、安全な水道水を低廉な価格で、安定して供給することを基本理念として運営してまいりました。

しかしながら、先の東日本大震災で多くの水道施設が被災し、長期間にわたる断水を余儀なくされ、市民の皆さまに多大なご迷惑をかけてしまいました。水道施設は、市民の生活や企業等の経済活動にとって大変重要な施設です。水道水の安定供給を継続し、ひたちなか市民が将来にわたり安心して暮らしていくためにも、強靱な施設への更新を進めていかなければなりません。

そのために、現在、阿字ヶ浦配水場と十三奉行配水場を、耐震性のある上ヶ砂配水場に統合する工事を進めています。今年度中に完成し、那珂湊地区に県水と合わせて日量平均1万m<sup>3</sup>が配水されます。

また、本市の総配水量の約7割を担う市毛上坪浄水場については、近隣地約3ヘクタールを取得して、新浄水場を建設することを計画しています。

新浄水場は、安定した水処理機能を有する省エネルギー化を図った耐震性の高い施設で、水処理能力は一日当たり3万8,100m<sup>3</sup>。処理方式は、高低差を利用した自然流下による浄水処理方式を採用し、活性炭注入設備などを導入します。平成28年度から工事に着手し、平成33年度の供用開始を目指しています。

これらの施設更新費用は、湊系配水施設等改修事業で約22億円かかり、さらに上坪浄水場更新には約120億円の事業費が見込まれ、莫大な資金の確保が必要となります。本市の水道料金は、人員の削減や借入金の低利借換えなどの合理化により平成9年から据え置かれていますが、現行の料金体系では、施設更新費用を捻出することができません。このようなことから、綿密な中期財政計画をたて、収支予測を明確にした上で、強靱な施設の建設に必要な資金を確保するため、水道料金の改定をお願いせざるを得ない状況です。

水道事業所では、市民団体や事業者の代表、学識経験者などで構成する水道事業経営審議会を設置し、更新事業の妥当性やそれに伴う水道料金のあり方などについて検討しています。現在、審議会において検討している、施設更新計画と収支予測、料金改定の内容について、利用者の皆様からのご意見をいただくためにパブリックコメントを実施することにいたしました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 1. 水道事業の現状と課題について

### (1) 水道施設の状況

本市の水道事業は、旧勝田市では昭和 29 年に給水人口 20,000 人、一日最大給水量 7,000m<sup>3</sup>で国の認可を受け、旧那珂湊市では昭和 35 年に給水人口 15,000 人、一日最大給水量 3,150m<sup>3</sup>で国の認可を受けてそれぞれスタートしました。その後、給水区域の拡大や施設の拡張を経て、平成 25 年度には給水人口 152,286 人、一日最大給水量 57,250m<sup>3</sup>で、水道普及率は 97.4%となっています。

水源は、那珂川の表流水（河川を流れる水）、那珂湊地区の深井戸からの地下水、茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水（県水）の 3 つとなっており、上坪浄水場や上ヶ砂配水場など 6 つの施設から市内全域に配水しています。

本市の水道施設は、建設から 40 年以上経過した施設が半数を占めており、老朽化が著しく、東日本大震災による被害は応急復旧しましたが、現行の耐震基準を満たしていない状況のままです。

1. 那珂川の表流水（川を流れる水）		
上坪浄水場	(26,416m <sup>3</sup> /日)	昭和 40 年建設
市毛配水場	(9,798m <sup>3</sup> /日)	昭和 60 年建設
2. 深井戸からの地下水		
阿字ヶ浦配水場	(3,012m <sup>3</sup> /日)	昭和 46 年建設
十三奉行配水場	(4,682m <sup>3</sup> /日)	昭和 46 年建設
3. 茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水（県水）		
馬渡配水場	(5,956m <sup>3</sup> /日)	平成 3 年建設
上ヶ砂配水場	(1,409m <sup>3</sup> /日)	平成 3 年建設

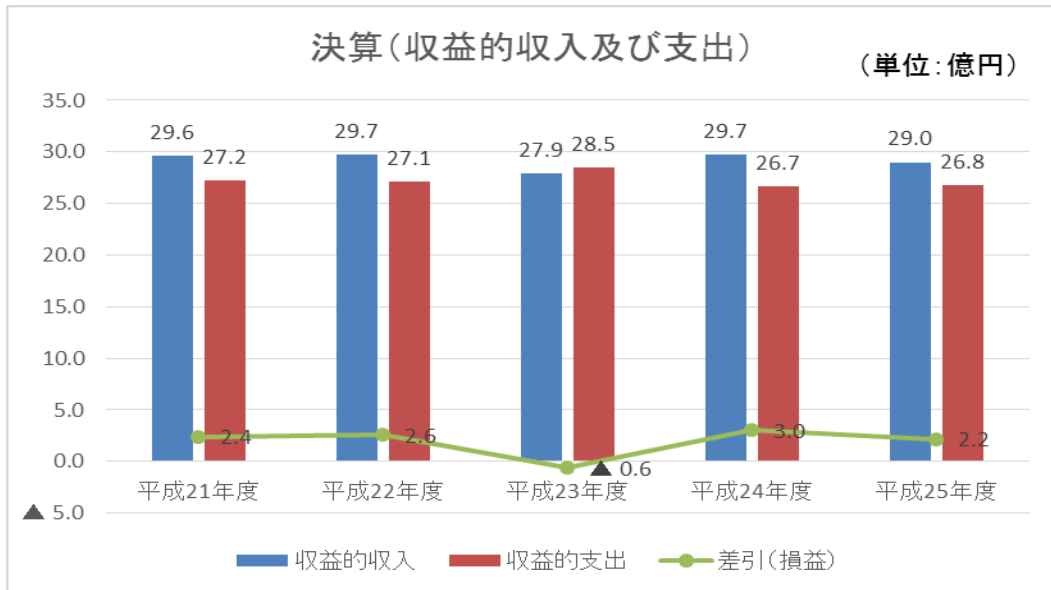
( ) 内は平成 25 年度の日当たりの平均配水量

### (2) 財政の状況

水道事業は、市の会計とは別の企業会計になっており、その財源のほとんどを水道料金収入で賄う独立採算制となっています。

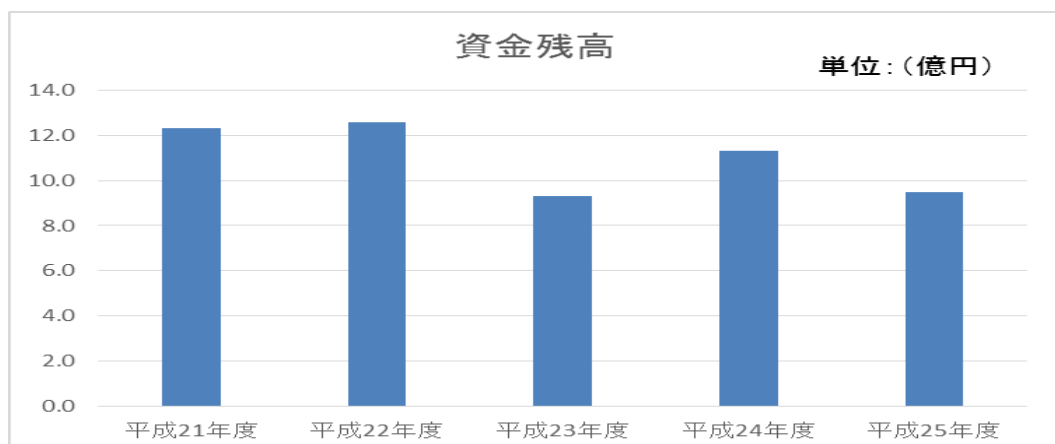
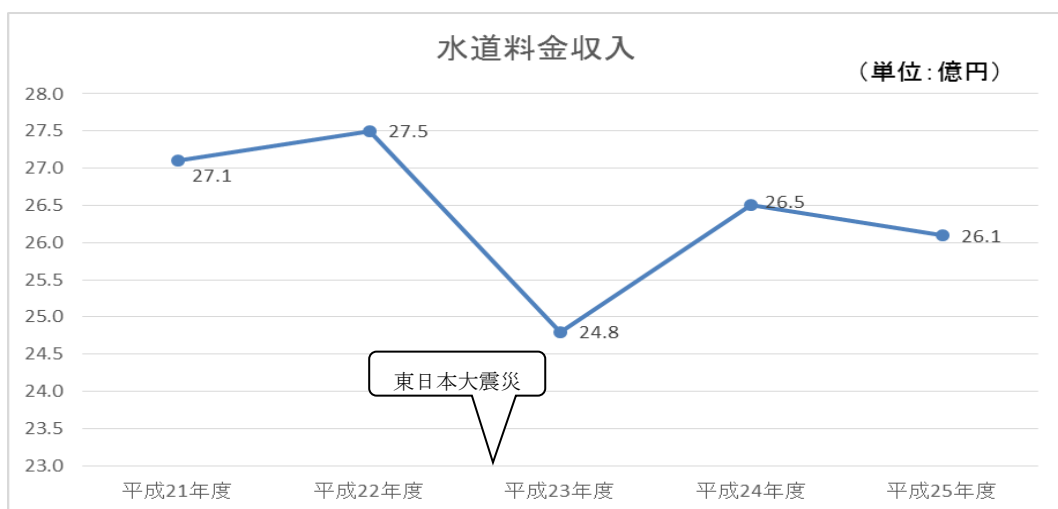
水道料金は、平成 9 年に改定してから現在までの 17 年間、当時の料金のままで事業を運営しています。将来の施設の維持・更新に備えるための留保資金を取り崩しながら、配水管の新設、布設替や施設修繕を行ってきました。あわせて経営の合理化に取り組み、施設建設の財源として借入れた企業債の低利借換による利息の軽減（約 11 億 6 千万円）、職員数の削減（平成 15 年度 52 人→平成 25 年度 39 人）、工事内容の見直しなどによる費用の削減を図り、効率的な事業運営に努めてまいりました。

これにより、収益的収入及び支出の平成 25 年度までの過去 5 年間の決算は、東日本大震災後の平成 23 年度を除いて収支は黒字となっています。



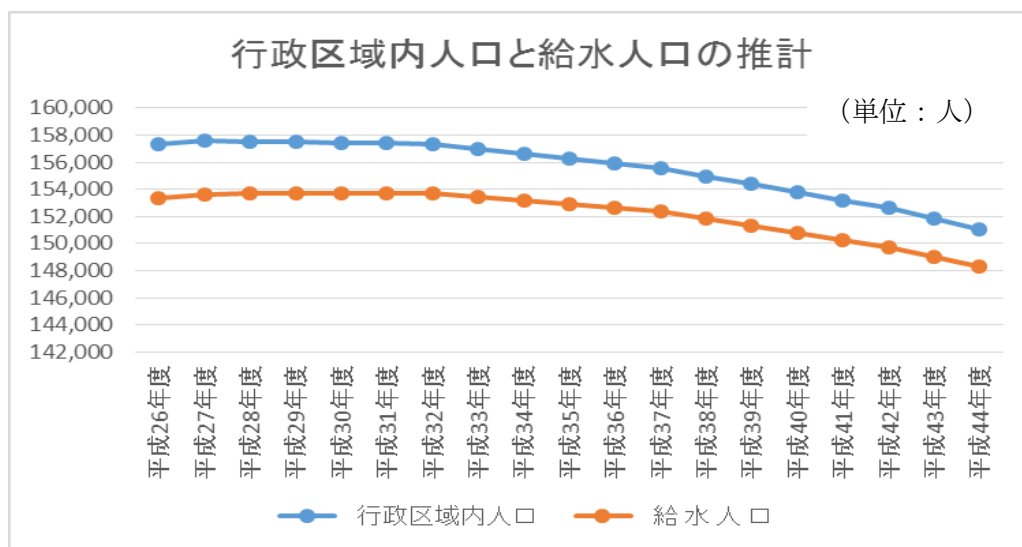
しかし、収入のほとんどを占める水道料金が年々減少していることから、黒字幅も減少しています。

また、施設の維持・更新に備えるための資金残高は、平成10年度の約34億円から約9億円にまで減少しています。この額は、現在ある企業債残高約120億円の1年あたりの償還額とほぼ同額で、事業を運営する上で余裕のない状態です。



### (3) 今後の水需要の見通し

平成 25 年度決算の水道料金収入は約 26 億円（消費税抜き）となっていますが、節水意識の高まりや将来的な人口減少が予想されていることから、年次的に水道使用量は減少し、水道料金の増収は見込めない状況となっています。このため、さらに厳しい事業経営になることが想定されます。

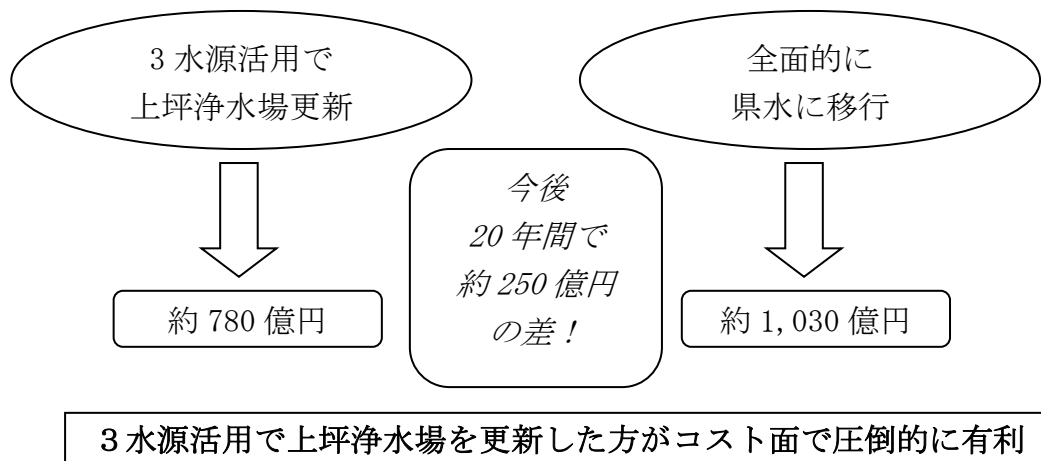


平成 25 年度水道事業中期財政計画より

## 2. 災害に強い強靱な施設づくり

老朽化した施設の更新にあたり、現在の 3 つの水源を活かして施設を更新する場合と、全て県水に切り替える場合について経済性や安定供給について検討しました。

その結果、現在と県水の料金が変わらないと仮定した場合、水源を全て県水に切り替えるよりも、現施設を更新する方が年平均で約 12.5 億円、今後 20 年間で約 250 億円安くなる試算となりました。加えてリスク分散の点からも、これまでと同様 3 つの水源を活用し、それぞれを相互補完することにより、災害に強い強靱なシステムを構築することが最善であると判断しました。



## 【2つの改修事業】

### (1) 湊系配水施設等改修事業

建設から40年以上が経過した阿字ヶ浦配水場と十三奉行配水場を、現行の耐震基準を満たす上ヶ砂配水場に統合する「湊系配水施設等改修事業」を進めており、平成26年度中に工事が完了いたします。これにより、施設の耐震化が図られ、より安定供給が可能な施設となります。また、災害時には応急給水活動の拠点となります。

(工事費用約22億円：処理量9,800m<sup>3</sup>/日)



建設中の上ヶ砂配水場水処理施設

### (2) 上坪浄水場更新事業

上坪浄水場は、建設から50年近くが経過しており、老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていません。先の東日本大震災では、大きな被害を受け長期間の稼働停止を余儀なくされました。施設の構造上、耐震補強工事を行っても耐震性能を確保することは困難であり、再び東日本大震災級の地震が発生した場合、大きな被害を受ける可能性が大了。

将来にわたり水道水を安定供給するため、基幹施設である上坪浄水場を災害に強い施設に更新する必要があります。

新たな浄水場は、現在の上坪浄水場と同じ規模の処理能力を有し、できるだけ地形の高低差を利用することによりランニングコストを抑えた施設となるよう設計を進めています。今後、近隣の用地を確保し平成33年度には供用開始する予定です。

(工事費用概算見積り120億円：処理量38,100m<sup>3</sup>/日)



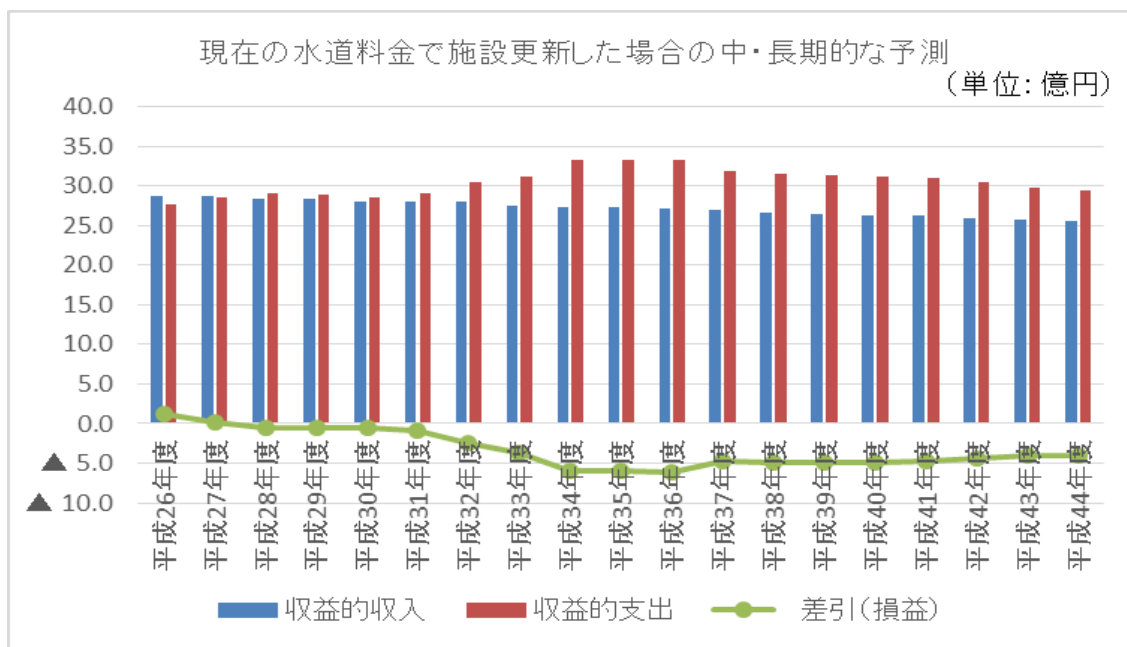
上坪浄水場のろ過施設

### 3. 水道料金の見直しについて

現行の水道料金は、平成9年4月に改定したもので、当時の平均改定率は18.4%でした。一般家庭用の口径20mmの料金を県内44市町村で比較すると、5番目に安い水準となっています（1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合2,991円：消費税込み）。

水道事業所では、現在施工中の湊系配水施設等改修事業や今後実施する上坪浄水場更新事業が、財政状況にどのような影響を与えるかシミュレーションを行いました。

その結果、湊系配水施設等改修事業に伴う減価償却費や借入金の支払い利息といった経常費用が増加する一方、水道料金収入の減少により平成28年度以降、支出が収入を上回り慢性的な赤字経営となる予測結果となりました。さらに、上坪浄水場更新事業が終了する平成33年度から平成36年度にかけて支出が大きく増加する見込みです。



水道料金を見直す場合、一般的には3年から5年間の収支予測に基づいて料金改定を行うかどうか判断するのが通例です。本市の場合は、上坪浄水場更新事業という大きな事業が不可欠であることから、湊系配水施設等改修事業完了後の平成27年度から上坪浄水場更新事業を含む平成36年度までの10年間について収支予測をたて、料金の見直しを試算することにしました。収支の予測結果は次の表のとおりです。



○平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の収支予測

〔水道料金で賄うべき費用〕

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
人件費	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	304,939	3,049,390
動力費	104,444	103,621	102,986	102,470	102,135	101,360	100,614	99,980	99,851	99,175	1,016,636
薬品費	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820	168,200
受水費	467,129	457,506	450,080	444,054	440,127	431,076	422,345	414,943	413,435	405,524	4,346,219
減価償却費	987,260	999,663	1,010,091	991,451	1,069,248	1,154,568	1,230,110	1,288,252	1,294,560	1,301,892	11,327,095
支払利息	332,399	321,549	309,605	298,540	323,698	389,241	404,800	433,246	422,776	414,079	3,649,933
その他	650,628	671,283	666,297	684,029	713,174	712,773	761,424	747,287	739,425	737,991	7,084,562
合計	2,863,619	2,875,381	2,860,818	2,842,303	2,970,141	3,110,777	3,241,052	3,305,467	3,291,806	3,280,420	30,641,784

(A)

〔料金収入〕

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
現行の水道 料金収入	2,648,394	2,628,881	2,617,413	2,604,226	2,600,627	2,581,795	2,567,420	2,553,051	2,548,346	2,526,610	25,876,763

(B)

〔費用－料金収入〕(不足する額)

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
費用－現行 の料金収入	215,225	246,500	243,405	238,077	369,514	528,982	673,632	752,416	743,460	753,810	4,765,021

平成 27 から 36 年度の 10 年間の費用の見込額 30,641,784 千円・・・(A)

現行の料金体系における水道料金収入見込額 25,876,763 千円・・・(B)

これにより不足する額は、(A)－(B)＝4,765,021 千円

◎平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間に不足する約 47 億 7 千万円を補うためには、平均で 18.4%の水道料金引上げが必要という試算結果となりました。

#### 4. 水道料金の改定（案）について

水道事業所では、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の収支予測結果から、平均 18.4% の水道料金値上げが必要であると考えています。現在、水道事業管理者の諮問機関である水道事業経営審議会において、現行の水道料金体系の課題や今後の方向性、水道料金の改定について検討しています。

##### （1）現行の水道料金

現行の水道料金は、平成 9 年 4 月 1 日に改定したもので、県水受水費の増加や二市合併に伴う水道料金の一元化を図るのものでした。

算定方法は、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」に基づく総括原価方式により、2 部料金制（基本料金、従量料金）、基本水量制、逡増料金を採用しています。平均改定率は、18.4%（勝田地区 16.4%、那珂湊地区 25.2%）でした。

##### （2）現行料金体系の課題と改定（案）

①基本水量制	一般家庭での衛生面確保の観点から水道普及時期に採用した制度。 使用水量 10m <sup>3</sup> /月までは基本料金のみ（φ13mm～φ25mm） <ul style="list-style-type: none"><li>・使用量 1m<sup>3</sup>も 10m<sup>3</sup>も同じ料金となるため不公平感がある</li><li>・水道料金算定要領では「暫定的に解消するもの」とされている</li></ul>
↓	
<u>一般用のうちφ13mm～φ25mmに設定している基本水量 10m<sup>3</sup>/月を 5m<sup>3</sup>/月にします。</u> 将来的には基本水量制の廃止を目指します。	
②逡増料金制	大口需要者の料金に反映させることによって、水の合理的使用を促す需要抑制と、生活用水の低廉化への配慮から設定された制度。 大口水道需要者には高い単価の従量料金を設定している <ul style="list-style-type: none"><li>・今後、施設拡張の需要は見込めないことから需要抑制措置を見直す</li></ul>
↓	
<u>逡増度（従量単価の最高値／最低値）を緩和します。</u> 将来的には均一料金化を目指します。	
③用途別料金	浴場用、特殊用等は使用実績がない
↓	
<u>一般用と臨時用のみにします。</u> 使用実績のない種別を廃止することで、料金体系を分かり易くします。	

### (3) 現行の水道料金表と改定（案）

水道事業経営審議会において検討している水道料金の改定案です。

審議会では、市民生活と産業を守るための強靱な水道施設の構築は不可欠であるとし、これまでに示された平均 18.4% の水道料金値上げによる財源の確保を基本とすることは妥当とされています。その場合の具体的な料金制度について試算を行っています。

現行

現行の水道料金表（1 カ月につき）

改定時期 平成 9 年 4 月 1 日  
 算定方法 「水道料金算定要領」（日本水道協会）に基づく総括原価方式  
 料金体系 2 部料金制（基本料金、従量料金）  
 平均改定率 18.4%（勝田地区16.4%，那珂湊地区25.2%）  
 通増度 1.32

（消費税抜き）

用途別	メータ口径 (mm)	基本料金		従量料金（1 m <sup>3</sup> あたり）			
		基本水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	100 m <sup>3</sup> を 超えるもの
一般用	13	10	900	148円	167円	184円	196円
	20	10	1,290				
	25	10	1,660				
	30	-	2,040				
	40		3,230				
	50		7,010				
	75		12,600				
	100		19,700				
	150		42,600				
	200		82,800				
	250		104,500				
300	158,500						
浴場用	30	-	2,000	85円			
	40		2,970				
	50		6,170				
	75		10,400				
特殊用	-	-	1,070	913円			
船舶用	-	-	-	118円			
臨時用	-	-	-	342円			

改定（案）

改定後の水道料金表（1 カ月につき）

改定時期 平成 2 7 年 1 0 月 1 日（予定）  
 算定方法 「水道料金算定要領」（日本水道協会）に基づく総括原価方式  
 料金体系 2 部料金制（基本料金、従量料金）  
 平均改定率 18.4%  
 通増度 1.28（緩和措置の25円を除く）

（消費税抜き）

用途別	メータ口径 (mm)	基本料金		従量料金（1 m <sup>3</sup> あたり）				
		基本水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	5 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	100 m <sup>3</sup> を 超えるもの
一般用	13	5	1,000	25円	175円	191円	207円	224円
	20	5	1,450					
	25	5	1,950					
	30	-	2,550					
	40		4,000					
	50		8,500					
	75		14,500					
	100		25,000					
	150		51,000					
	200		103,000					
	250		130,000					
300	198,000							
浴場用	30	-						
	40							
	50							
	75							
特殊用	-	-						
船舶用	-	-						
臨時用	-	-		404円				

#### (4) 一般家庭及び事業所等における水道料金の増加額

平均 18.4%で料金改定を行うと、各家庭や事業所での実際の増加額は下の表のとおりとなります。

①一般家庭用について、世帯構成毎の標準的な使用水量における現行料金と改定(案)で計算した水道料金の比較です。

1 カ月当たりの水道料金

(消費税抜)

世帯構成	口径	使用水量	現行料金	改定(案)料金	増加額
夫婦と子供 2 人の 4 人世帯	Φ 13 mm	20 m <sup>3</sup>	2,380 円	2,875 円	495 円
	Φ 20 mm	23 m <sup>3</sup>	3,271 円	3,898 円	627 円
65 歳以上の 2 人世帯	Φ 13 mm	13 m <sup>3</sup>	1,344 円	1,650 円	306 円
	Φ 20 mm	15 m <sup>3</sup>	2,030 円	2,450 円	420 円
アパート 1 人世帯	Φ 13 mm	6 m <sup>3</sup>	900 円	1,025 円	125 円
	Φ 20 mm	7 m <sup>3</sup>	1,290 円	1,500 円	210 円

※使用水量は、平成 24 年度実績に基づく 1 カ月当たりの平均使用水量です。

②個人経営飲食業について、口径別に市内 5 店舗を抽出し、現行料金と改定(案)で計算した水道料金の比較です。

(口径 13mm)

1 カ月当たりの水道料金

(消費税抜)

業種名	使用水量	現行料金	改定(案)料金	増加額
居酒屋	46 m <sup>3</sup>	6,722 円	7,841 円	1,119 円
ベーカリー	35 m <sup>3</sup>	4,885 円	5,740 円	855 円
寿司店	32 m <sup>3</sup>	4,384 円	5,167 円	783 円
カフェ	21 m <sup>3</sup>	2,547 円	3,066 円	519 円
ラーメン店	14 m <sup>3</sup>	1,492 円	1,825 円	333 円

(口径 20mm)

1 カ月当たりの水道料金

(消費税抜)

業種名	使用水量	現行料金	改定(案)料金	増加額
寿司屋	46 m <sup>3</sup>	7,112 円	8,291 円	1,179 円
蕎麦店	42 m <sup>3</sup>	6,444 円	7,527 円	1,083 円
中華料理店	32 m <sup>3</sup>	4,774 円	5,617 円	843 円
洋菓子店	20 m <sup>3</sup>	2,770 円	3,325 円	555 円
食堂	16 m <sup>3</sup>	2,178 円	2,625 円	447 円

③業務営業用について、標準的な使用水量における現行料金と改定(案)で計算した水道料金の比較です。

1 か月当たりの水道料金

(消費税抜)

口径別	使用水量	現行料金	改定(案)料金	増加額
Φ40 mm	257 m <sup>3</sup>	51,172 円	58,748 円	7,576 円
Φ50 mm	468 m <sup>3</sup>	96,308 円	110,512 円	14,204 円
Φ75 mm	1,724 m <sup>3</sup>	348,074 円	397,856 円	49,782 円

※使用水量は、平成 24 年度実績に基づく業務営業用のうち、口径 40 mm から 75 mm までの 1 か月当たりの平均使用水量です。

④業務営業用について、業種別に大口使用者上位 50 事業所の平均使用水量における現行料金と改定(案)で計算した水道料金の比較です。

1 か月当たりの水道料金

(消費税抜)

業種名	使用水量	現行料金	改定(案)料金	増加額
病院	225 m <sup>3</sup>	43,876 円	50,361 円	6,485 円
製造業	1,041 m <sup>3</sup>	210,994 円	241,784 円	30,790 円
水産加工業	332 m <sup>3</sup>	67,833 円	77,790 円	9,957 円
大手飲食業	258 m <sup>3</sup>	49,640 円	56,873 円	7,233 円

※水道料金の支払いは、2 か月に一度まとめたの支払いとなります。また、別途消費税が加算されます。

(5) 県内市町村との水道料金の比較について

本市の水道料金は県内では比較的安い水準となっており、平均 18.4% で改定しても 44 市町村平均値より安い水準です。

茨城県内 44 市町村の水道料金				茨城県内 44 市町村の水道料金			
(口径 13mm の比較)				(口径 20mm の比較)			
※一般的な家庭で使用される口径 13mm で、1 か月あたり 20m <sup>3</sup> を使用した場合 (税込)				※一般的な家庭で使用される口径 20mm で、1 か月あたり 20m <sup>3</sup> を使用した場合 (税込)			
< 現行 >		< 改定案 > * 平均改定率 「18.4%」		< 現行 >		< 改定案 > * 平均改定率 「18.4%」	
順位	市町村名	水道料金 (税込)	料金改定期	順位	市町村名	水道料金 (税込)	料金改定期
1	つくば市	2,376円	H14.11	1	つくば市	2,376円	H14.11
2	日立市	2,462円	H26.04	2	日立市	2,462円	H26.04
3	ひたちなか市	2,570円	H09.04	3	水戸市	2,595円	H26.04
4	水戸市	2,595円	H26.04	4	大洗町	2,764円	H25.04
5	大洗町	2,764円	H25.04	5	北茨城市	2,916円	H09.04
6	北茨城市	2,916円	H09.04	6	東海村	2,980円	H25.04
7	東海村	2,980円	H25.04	7	古河市	3,078円	H22.10
8	古河市	3,078円	H22.10	8	ひたちなか市	3,105円	※改定案
9	高萩市	3,205円	H25.04	9	高萩市	3,205円	H25.04
10	小美玉市	3,423円	H20.11	10	小美玉市	3,423円	H20.11
11	神栖市	3,456円	H19.12	11	神栖市	3,456円	H19.12
12	結城市	3,483円	H14.04	12	結城市	3,483円	H14.04
13	境町	3,520円	H10.04	13	境町	3,520円	H10.04
14	守谷市	3,588円	H22.03	14	守谷市	3,588円	H22.03
15	美浦村	3,672円	H14.04	15	美浦村	3,672円	H14.04
16	常陸太田市	3,703円	H23.04	16	常陸太田市	3,703円	H23.04
17	利根町	3,780円	H12.07	17	利根町	3,780円	H12.07
18	牛久市	3,780円	H12.07	18	牛久市	3,780円	H12.07
19	龍ヶ崎市	3,780円	H12.07	19	龍ヶ崎市	3,780円	H12.07
20	取手市	3,780円	H12.07	20	取手市	3,780円	H12.07
21	笠間市	3,785円	H15.04	21	笠間市	3,785円	H15.04
22	鹿嶋市	3,834円	H18.03	22	鹿嶋市	3,834円	H18.03
23	那珂市	3,974円	H09.10	23	那珂市	3,974円	H09.10
24	土浦市	4,028円	H20.07	24	土浦市	4,028円	H20.07
25	鉾田市	4,050円	H12.04	25	鉾田市	4,050円	H12.04
26	茨城町	4,093円	H09.04	26	茨城町	4,093円	H09.04
27	城里町	4,104円	H23.04	27	城里町	4,104円	H23.04
28	石岡市	4,136円	H09.04	28	石岡市	4,136円	H09.04
29	大子町	4,150円	H09.04	29	大子町	4,150円	H09.04
30	筑西市	4,212円	H21.04	30	筑西市	4,212円	H21.04
31	つくばみらい市	4,212円	H20.04	31	つくばみらい市	4,212円	H20.04
32	常陸大宮市	4,220円	H09.04	32	常陸大宮市	4,220円	H09.04
33	常総市	4,221円	H20.04	33	常総市	4,221円	H20.04
34	下妻市	4,320円	H09.04	34	下妻市	4,320円	H09.04
35	かすみがうら市	4,350円	H17.03	35	かすみがうら市	4,350円	H17.03
36	五霞町	4,374円	H09.04	36	五霞町	4,374円	H09.04
37	阿見町	4,406円	H09.04	37	阿見町	4,406円	H09.04
38	行方市	4,412円	H20.06	38	行方市	4,412円	H20.06
39	坂東市	4,460円	H09.04	39	坂東市	4,460円	H09.04
40	潮来市	4,482円	H16.04	40	潮来市	4,482円	H16.04
41	八千代町	4,698円	H09.04	41	八千代町	4,698円	H09.04
42	河内町	4,860円	H10.04	42	河内町	4,860円	H10.04
43	稲敷市	5,070円	H17.03	43	稲敷市	5,070円	H17.03
44	桜川市	5,184円	H19.04	44	桜川市	5,184円	H19.04
県内 4.4 市町村平均値		3,831円		県内 4.4 市町村平均値		3,843円	

1	つくば市	2,700円	H14.11	1	つくば市	2,700円	H14.11
2	日立市	2,916円	H26.04	2	日立市	2,916円	H26.04
3	大洗町	2,937円	H25.04	3	大洗町	2,937円	H25.04
4	水戸市	2,945円	H26.04	4	水戸市	2,945円	H26.04
5	ひたちなか市	2,991円	H09.04	5	東海村	3,040円	H25.04
6	東海村	3,040円	H25.04	6	古河市	3,175円	H22.10
7	古河市	3,175円	H22.10	7	高萩市	3,258円	H25.04
8	高萩市	3,258円	H25.04	8	北茨城市	3,348円	H09.04
9	北茨城市	3,348円	H09.04	9	小美玉市	3,488円	H20.11
10	小美玉市	3,488円	H20.11	10	結城市	3,537円	H14.04
11	結城市	3,537円	H14.04	11	守谷市	3,588円	H22.03
12	守谷市	3,588円	H22.03	12	ひたちなか市	3,591円	※改定案
13	美浦村	3,672円	H14.04	13	美浦村	3,672円	H14.04
14	利根町	3,780円	H12.07	14	利根町	3,780円	H12.07
15	牛久市	3,780円	H12.07	15	牛久市	3,780円	H12.07
16	龍ヶ崎市	3,780円	H12.07	16	龍ヶ崎市	3,780円	H12.07
17	取手市	3,780円	H12.07	17	取手市	3,780円	H12.07
18	神栖市	3,996円	H19.12	18	神栖市	3,996円	H19.12
19	土浦市	4,044円	H20.07	19	土浦市	4,044円	H20.07
20	那珂市	4,060円	H09.10	20	那珂市	4,060円	H09.10
21	笠間市	4,087円	H15.04	21	笠間市	4,087円	H15.04
22	大子町	4,210円	H09.04	22	大子町	4,210円	H09.04
23	鉾田市	4,212円	H12.04	23	鉾田市	4,212円	H12.04
24	常陸太田市	4,217円	H23.04	24	常陸太田市	4,217円	H23.04
25	常総市	4,221円	H20.04	25	常総市	4,221円	H20.04
26	石岡市	4,222円	H09.04	26	石岡市	4,222円	H09.04
27	茨城町	4,266円	H09.04	27	茨城町	4,266円	H09.04
28	城里町	4,320円	H23.04	28	城里町	4,320円	H23.04
29	筑西市	4,320円	H21.04	29	筑西市	4,320円	H21.04
30	常陸大宮市	4,330円	H09.04	30	常陸大宮市	4,330円	H09.04
31	かすみがうら市	4,347円	H17.03	31	かすみがうら市	4,347円	H17.03
32	下妻市	4,400円	H09.04	32	下妻市	4,400円	H09.04
33	五霞町	4,428円	H09.04	33	五霞町	4,428円	H09.04
34	行方市	4,443円	H20.06	34	行方市	4,443円	H20.06
35	阿見町	4,482円	H09.04	35	阿見町	4,482円	H09.04
36	鹿嶋市	4,536円	H18.03	36	鹿嶋市	4,536円	H18.03
37	つくばみらい市	4,536円	H20.04	37	つくばみらい市	4,536円	H20.04
38	坂東市	4,545円	H09.04	38	坂東市	4,545円	H09.04
39	境町	4,557円	H10.04	39	境町	4,557円	H10.04
40	潮来市	4,590円	H16.04	40	潮来市	4,590円	H16.04
41	稲敷市	5,070円	H17.03	41	稲敷市	5,070円	H17.03
42	河内町	5,076円	H10.04	42	河内町	5,076円	H10.04
43	桜川市	5,184円	H19.04	43	桜川市	5,184円	H19.04
44	八千代町	5,346円	H09.04	44	八千代町	5,346円	H09.04
県内 4.4 市町村平均値		4,017円		県内 4.4 市町村平均値		4,031円	

上記の料金には、メータ使用料が含まれている市町村があります。

## むすびに

最後までご覧いただきましてありがとうございました。

今回のパブリックコメントは、上坪浄水場をはじめとする市内の水道施設を災害に強い強靱な施設に更新するための計画や、それに伴う財政計画、必要となる財源を確保するための料金改定について利用者の皆様に意見を伺うために実施しています。

水道施設は、市民の生活や企業等の経済活動にとって大変重要な施設であり、将来にわたって水を安定供給することは本市のまちづくりの面からも欠かすことのできないものです。

市の考え方や審議会での検討内容について、どうぞたくさんのご意見をお寄せください。

### 【意見の提出方法等】

- 意見等を提出できる方：市内に在住、又は通勤・通学の方、市内に事務所・事業所を有する方など。
- 意見の提出方法：住所、氏名（法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入して次により提出をお願いします。記入漏れがあると意見として取り扱わない場合もあります。
  - ▼郵送：〒311-1201 ひたちなか市阿字ヶ浦町 1552-1 水道事業所総務課
  - ▼F A X：029-265-9535
  - ▼Eメール：suidousoum@city.hitachinaka.lg.jp
- 提出された意見の公表：提出された意見については、内容を簡単に取りまとめ、市の考え方を付して、最終的に決定された計画とあわせて市ホームページ上で公開します。